九、株式会社妙香園に対する件

昭和五四年（排）第一号

排除命令

名古屋市熱田区沢上町二丁目二番地
株式会社妙香園
右代表者　代表取締役　田中富治郎

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社妙香園は、一般消費者を対象に、昭和五三年一二月一二日から同月一七日までを期間とし、「当る！当る！空くじなし妙香園開店セール」と称して行った懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第二項及び第三項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、一般消費者を対象に、前記制限告示第一項第一号又は第二号の方法により景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社妙香園（以下「妙香園」という。）は、肩書地に本店を置き、茶等の製造販売業を営む事業者である。

二　妙香園は、一般消費者を対象に、「当る！　当る！　空くじなし妙香園開店セール」と称し、昭和五三年一二月一二日から同月一七日までを期間とし、同期間中茶等の購入五〇〇円ごとにスピードくじ一本を引かせ、特賞ビデオカセット（約二三万九〇〇〇円相当）一本、一等食器乾燥器（約八、〇〇〇円相当）一〇本、以下四等まで総額二九九万五二〇〇円の景品類を提供することを企画し、この企画を実施した。

三　妙香園の前記懸賞に係る取引の価額は、五〇〇円であるから、懸賞により提供することのできる景品類の最高額は、一万円である。したがって、前記景品類のうち、特賞の景品類の価額は、この制限を超えるものである。また、前記懸賞に係る取引の予定総額は、二〇〇〇万円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は、四〇万円である。したがって、前記景品類の価額の総額二九九万五二〇〇円は、この制限を超えるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、妙香園の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号に該当する方法による景品類の提供であって、同制限告示第二項及び第三項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五四年三月二七日

公正取引委員会

委員長　橋口　收

委員　熊田淳一郎

委員　野口一郎

委員　後藤英輔

委員　早川晴雄